

第160回

熊本県都市計画審議会議事録

令和4年（2022年）6月30日

第160回 熊本県都市計画審議会議事録

1 案件 [公開・非公開]

審議

議第1338号

《公開》

熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津線）

2 審議会の日時及び場所

日時 令和4年（2022年）6月30日（木曜日） 午前10時開会

場所 熊本県庁 行政棟 本館5階 審議会室

3 出席した委員及び幹事の氏名

（出席委員）

熊本大学教授

柿本 竜治

熊本大学教授

本間 里見

くまもと農業女性ネットワーク

大木 恵美子

熊本商工会議所女性会

安樂 美代子

熊本大学教授

副島 顕子

熊本県町村会会長

荒木 泰臣

熊本県議会議員

岩下 栄一

熊本県議会議員

藤川 隆夫

熊本県議会議員

増永 慎一郎

熊本県議会議員

橋口 海平

熊本県議会議員

城下 広作

熊本県議会議員

岩田 智子

熊本県市議会議長会

原 亨

九州地方整備局長（代理 熊本河川国道事務所長 三保木 悦幸）

九州農政局長（代理 農村振興部農村計画課長 竹元 裕市）

熊本県警察本部長（代理 交通規制課長 堤 信二）

（出席幹事）

土木部道路都市局長

宮島 哲哉

土木部道路都市局都市計画課長

山内 桂王

土木部道路都市局都市計画課審議員

平山 幸司

土木部道路都市局都市計画課課長補佐
土木部道路都市局都市計画課課長補佐

村田 要
内田 寛幸

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 議事録署名者の指名
- (5) 審議会の公開・非公開について
- (6) 議案
- (7) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

村田課長補佐

それではただいまより第160回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の進行をいたします県都市計画課の村田です。よろしくお願いいたします。ます。

開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の宮島からご挨拶申し上げます。

(2) 主催者あいさつ

宮島道路都市局長

皆様、こんにちは。事務局を代表して一言御挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中に御出席いただき、有難うございます。

前回の都市計画審議会は、本年2月に開催し、都市計画道路 万田下井手線及び菊陽空港線に関するご審議をいただきました。

その後、これらの都市計画道路につきましては、3月に都市計画決定の公告を行ったことをご報告申し上げます。

さて、中九州横断道路につきましては、九州の横軸として重要な高規格道路であり、国土交通省におかれまして、着実に整備を推進していただいているところでございます。

本日の付議事項となります大津熊本線につきましては、道路の計画と環境影響評価に関するご審議をいただき、令和2年1月に都市計画決定いたしました。

今回は、大津熊本線の詳細な道路設計により、道路構造が確定しましたので、

その道路幅に変更する件について御審議いただく予定としております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。本日は、よろしく願いいたします。

村田課長補佐

定数の確認をいたします。本日は、委員18名のうち16名のご出席ですので、「熊本県都市計画審議会条例」の規定により、審議会を開催できる定員数に達しておりますことをご報告いたします。

(3) 委員紹介

村田課長補佐

審議に入ります前に、本審議会委員に新たにご就任いただいた方のご紹介をさせていただきます。

市町村議会の代表として、熊本市議会議長に就任された、原委員でございます。また、本日代理で出席いただいている委員をご紹介します。

国土交通省九州地方整備局長 藤巻様の代理といたしまして、九州地方整備局熊本河川国道事務所長 三保木様でございます。

農林水産省九州農政局長 宮崎様の代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課長 竹元様でございます。

熊本県警察本部長 山口様の代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長 堤様でございます。

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の出席者名簿と席次表により代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、「熊本県都市計画審議会運営規則」の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、柿本会長に議長をお願いいたします。

柿本会長、よろしくお願い致します。

(4) 議事録署名者の指名

柿本会長

それでは、進めさせていただきます。

議案の審議に入ります前に、「熊本県都市計画審議会運営規則」に基づき、議事録署名者の指名をさせていただきます。

規定により、会長が指名することになっておりますので、本日は、大木委員、城下委員をお願いしたいと思います。

大木委員、城下委員よろしいでしょうか。

(了解の声)

それでは、よろしくお願いいたします。

(5) 審議会の公開・非公開について

柿本会長

続きまして、審議会の公開に関してですが、本日の議案はすべて公開といたします。

本日、傍聴及び報道機関の方はいらっしゃいますでしょうか。

村田課長補佐

傍聴の方はいらっしゃいません。報道機関の方が2名いらっしゃっております。

(6) 議案

審議：議第1338号 熊本都市計画道路の変更の件(中九州横断道路大津熊本線)

柿本会長

それではさっそく審議に入らせていただきます。

議第1338号 熊本都市計画道路の変更の件(中九州横断道路大津熊本線)について、ご審議いただきたいと思っております。

事務局から議案の説明をお願いします。

平山審議員

はい。説明は、前方のスクリーンを活用して行いますが、見づらい場合もございますので、皆様のお手元には同じものを配付させていただいております。

また、配布資料の中に、現地位置図、航空写真を拡大したものを用意しておりますので、ご参考とされてください。

それでは、議第1338号熊本都市計画道路の変更の件、中九州横断道路、大津熊本線についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

中九州横断道路の全体概要についてご説明いたします。

中九州横断道路は、大分県大分市から、熊本県熊本市に向かいます、延長約120kmの高規格道路です。高規格道路とは、九州自動車道路などの自動車専用道路と一体となって、広域的な交通ネットワークを構成する道路です。現在の整備状況については、右下の凡例の通り、赤色実線が供用中の区間で、破線は事業中の区間になります。このうち、赤で旗揚げした区間が、「大津熊本線」です。

2ページをご覧ください。

次にマスタープラン上の位置付けについてご説明いたします。

これは、「熊本都市計画区域マスタープラン」に示した「将来市街地像図」です。中九州横断道路は、熊本都市計画区域と周辺都市を連絡する「広域交通骨格道路」として位置付ける重要な道路となっております。

3ページをご覧ください。

まず、前回都市計画決定をした理由についてご説明いたします。

中九州横断道路大津熊本線は、先ほど申しました、マスタープランへの位置付けを踏まえるとともに、拠点性の向上や産業の活性化など、重要な役割を担う道路であることから、令和2年1月に、中九州横断道路大津熊本線を都市計画決定しました。

4ページをご覧ください。

前回都市計画決定した内容についてご説明します。

これは大津熊本線の全体図になります。図面の右側の終点となる大津町の国道325号から、終点となる熊本市の九州縦貫自動車道までの区間約14kmを決定しました。

また、都市計画区域が大津と熊本の両区域にわたることから、それぞれで都市計画決定しております。国道325号、県道住吉熊本線、国道387号と交差する位置にはインターチェンジ（以下、「IC」という。）を、九州縦貫自動車道には分岐箇所となるジャンクション（以下、「JCT」という。）を設置することとなっています。

なお、全体区間のうち、熊本市の区域は、政令市である熊本市が、それ以外については県が都市計画決定しました。

5ページをご覧ください。

これは、前回都市計画決定した道路幅員についてです。

上の断面は、現在の地盤に土砂を盛り上げる盛土部、下の断面は河川などを渡る橋梁部です。決定の幅は、詳細な設計の前で、計画を速やかに周知するため、車道などの通行に必要な路面幅としていました。道路幅員の内訳については、幅員3.5mの車線が上下方向に2車線ずつで計4車線、幅員1.75mの路肩を両側に、中央に中央帯3.0mを設置し、全体の幅員は20.5mで決定しています。

6ページをご覧ください。

続きまして、今回の付議案件についてご説明いたします。

これは前回決定した区間の全体図になります。このうち、赤の旗揚げで示す、起点側の合志ICから終点の熊本北JCT間の約9.1kmについて、令和2年度に国土交通省により事業化されました。

この事業化された区間の詳細な設計により、法面など道路構造が確定しましたので、今回、その幅に変更するものです。

7ページをご覧ください。

これは、今回、都市計画決定を変更する区間の図です。

延長が長いため、道路計画の概要について、起点となる合志 IC からローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲの3つの区間に分けてご説明します。

8ページをお願いいたします。

これは、Ⅰ区間（合志市上庄～栄付近）の図です。主な位置関係についてご説明します。

右側の赤丸が、設置予定の合志 IC、それと交差する緑色の線が県道住吉熊本線です。また、オレンジ色の線が県道辛川鹿本線、水色の線が塩浸川です。

図の中央を横断する赤線が中九州横断道路大津熊本線です。

今回、変更する幅について、①と②の位置の断面図を用いてご説明します。

9ページをご覧ください。

これは、前ページの①に示した位置の計画図と断面図です。

なお、計画図の薄い赤色の幅は、前回、都市計画決定した道路の路面幅、濃い赤色の幅が、今回変更する幅の区域です。この位置は、現地盤に土を盛って道路をつくる盛土の断面となります。また、路面や盛土法面などの排水のため、法面の下に道路排水施設を設置します。

今回、変更する幅は、大津熊本線の建設に必要となる盛土法面や道路排水施設を追加して、赤の旗揚げで示す幅の区域になります。

10ページをご覧ください。

これは、②に示した塩浸川をまたぐ橋梁の断面図です。

こちらは、高欄部分などを追加して、赤の旗揚げで示す幅の区域に変更するものです。

11ページをご覧ください。

これは、Ⅱ区間の（合志市合生～野乃島付近）の図です。主な位置関係について説明します。

右上の赤丸が、設置予定の西合志 IC、それと交差する紫色の線が国道 387 号です。

また、図中央の緑色の線が県道大津植木線、左側の緑色の線が県道熊本菊鹿線、水色の線が上生川です。図中央の、北東から南西方向の赤線が大津熊本線です。この中で、③と④の位置の断面図を用いてご説明します。

12ページをご覧ください。

これは、前ページの③に示した位置の断面図です。

この位置では、現地盤の土砂を切り下げて道路をつくる掘削の断面となります。掘削する法面の幅などを追加して、赤の旗揚げで示す幅の区域に変更するものです。

13ページをご覧ください。

これは、④に示した位置の盛土部の断面図です。盛土法面や道路排水施設を追加して、赤の旗揚げで示す幅の区域に変更するものです。

14ページをご覧ください。

これは、最後の区間（合志市野々島～熊本市北区大鳥居付近）の図です。主な位置関係についてご説明します。

左側に九州縦貫自動車道へ合流する熊本北 JCT、中央の緑色の線が県道熊本菊鹿線です。この中で、⑤と⑥の位置の断面図を用いてご説明します。

15ページをご覧ください。

これは、前ページの⑤に示した位置の横断図です。

現地盤の土砂を切り下げて道路をつくる掘削の断面です。掘削する法面の幅などを追加して、赤の旗揚げで示す幅の区域に変更するものです。

16ページをご覧ください。

これは、⑥に示した盛土部の断面図です。

盛土法面や道路排水施設の幅などを追加して、赤の旗揚げで示す幅の区域に変更するものです。

17ページをご覧ください。

次に、説明会及び意見書について、ご説明いたします。

都市計画素案の説明会は、令和4年4月23日から28日にかけて、熊本市で開催された説明会を含めて4回開催し、計114名の参加がありました。

18ページをご覧ください。

主な質問をご紹介します。

まず、1点目は、「工事着手と完了時期はいつか。」という質問があり、「用地の関係などもあるため、工事の時期は示せないが、できるだけ早く着手できるよう取り組む。」と回答しております。2点目は、「中九州横断道路を横断して農地に行ける道を造ってほしい。」という意見があり、「道路等の機能復旧をはじめ、今後も引き続き、土地改良区などと協議しながら進めていく。」と回答しております。3点目は、「盛土による地盤沈下や橋梁工事部の地下水への影響は。」という質問があり、「地盤沈下の可能性がある箇所は地盤改良を、橋梁工事では、必要に応じて、工事着手前や施工時に調査等を行い、対策を講じる。」と回答しております。

19ページをご覧ください。

都市計画案の公告・縦覧は、先月5月24日から6月7日まで行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

パワーポイントでの説明は、以上になります。

引き続き、都市計画決定の計画書について、ご説明いたします。

A3判で配布させていただいております資料の抜粋をご覧ください。これは、議案集にも添付してありますが、字が少し小さいので、拡大資料となります。こちらの表は、熊本都市計画道路の変更の新旧対照表となります。

この表の上から1行目が、大津熊本線全体について記載している行になり、左側から、路線名、起点終点、延長、構造形式等々について記載しているものになりますが、前回決定が上段のかつこ書き、下段が今回の延長等になりますが、全体として、前回と今回で変更はございません。

2行目以降に、構造形式毎の内訳を記載しておりますが、先ほどまでご説明しましたとおり、盛土や切土などの構造が変更となることに伴い、それぞれの構造形式毎の内訳が変更となっております。

また、この表の下から3行については、IC、JCTについて記載しておりますが、前回と変更はございません。

以上が、説明となります。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

柿本会長

ありがとうございます。それでは、ただいま事務局よりご説明いただきました、議第1338号の件につきまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

城下委員

18ページの地元説明会で出てきた意見の中で、「盛土による地盤沈下や橋梁工事による地下水への影響は。」との意見がありますが、中九州横断道路の、こちらから行くと、立野のトンネルを過ぎると、結構、盛土の地盤沈下があり、修復はされているが、今現在でも少し不安定で、沈下しているような状況がある。今回の区間で実施する地盤が少し心配であり、そのような地盤沈下の可能性があるのか、また状況をどう判断しているか。教えていただきたい。

平山審議員

今回の中九州横断道路大津熊本線一帯につきましては、火山灰質粘性土が主体となっております。土の性質としてはそれほど強くないということがございます。

だからこそ、実施の際に、しっかりその強度等を確認しながら、必要な箇所については、地盤改良を行って、進めていきたいと考えております。

城下委員

今回の件とは違いますが、阿蘇の立野を過ぎた後の地域で道路が沈下したことの原因は、下の地盤にあったのか、盛土にあったのか、結果的にどうだったのか教えてほしい。

平山審議員

正確に把握はできていませんが、盛土をするとどうしても「初期沈下」と言います。盛土した土が圧密によって沈下するという現象はどうしても生じますので、そういった盛土の沈下は考えられると思っております。

城下委員

これは仕方ないことですね。土を盛った期間を長くしないと、また沈下する時間を稼がないと、早急にやってしまうと沈下の時間として影響が出てくるということで、結構阿蘇で問題になって、今でも少し沈下しているように私は思うのですが、完全にはなっていないような感じがするが、盛土区間が長いから、似たようなことが起こり得るなど。それを住民は心配しているということだから、適宜そのような問題があったら、クリアしていくような対応をしていくとかそういうことをやっておかないと、住民の不安が消えないのかなという心配でございました。

三保木委員

この道路（北側復旧道路）は、まさに我々の事務所である熊本河川国道事務所がやっておりますので、補足説明をさせていただきますと、阿蘇の道路は、熊本地震を受けて北側復旧道路ということで事業化して、わずか4年半で完成しました。このように、相当スピードを上げてやっておりますので、そういう意味では、沈下はまだ収束しきれてないところが、事実あっております。

したがって、今でも徐々に部分的に下がっているところがあって、そこについては、適切に補修等をしながら、今対応しているところでございます。

今回の中九州横断道路につきましても、先ほどの説明でもあったとおり、事前にボーリングをして、弱いところは、地盤改良をしっかりやっていきたいと思えますし、供用した後にご迷惑をおかけしないように、しっかり対応していきたいと思っております。

城下委員

了解しました。

柿本会長

その他何かご質問ございませんでしょうか。

岩下委員

この沿線に、公共建造物や学校等はないのでしょうか。

平山審議員

学校につきましてはございませんが、沿線直近に合志市の総合グラウンドなど、皆様が利用されている施設等はございますので、しっかり合志市と協議して、グラウンドの機能回復や、代替措置については、協議が進められているところでございます。

岩下委員

わかりました。

都市計画道路を横断する道もいくつかあるのでしょうか。ご意見の中に、農地を行ったり来たりする道が欲しいという意見が出ているけれども、その道を横切るような箇所はいくつもあるのでしょうか。

平山審議員

お手元に、航空写真を配布させていただいております。

見ていただくとわかりますように、田畑を横断する形で道路は出来上がっていきますので、それぞれの箇所で、農地の反対側に行けた道がなくなる箇所は出て参りますが、地元の土地改良区等と協議を進めており、しっかりと代替の機能確保を行いながら進めていくという考えでおります。

岩下委員

はい、ありがとうございます。

柿本会長

その他、ございませんでしょうか。

副島委員

16ページの⑥の位置と14ページの⑥の位置が違っているのですが、おそらく16ページの方が間違いではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

平山審議員

大変失礼しました。ページ番号で言いますと、14ページの⑥の位置が正しい位置になります。大変申し訳ございません。

柿本会長

修正をお願いします。

平山審議員

はい。修正させていただきます。

柿本会長

そのほかございませんでしょうか。

本間委員

前回都市計画決定している段階で、環境アセスはされていると思いますが、今回法面が増えたり、掘ったりということで、かなり道路幅が広がり影響が出ると思うのですが、前回の環境アセスでは、それを見越した形で、審議されたのかどうか、或いは今後また新たに環境アセスをされるのかどうか、教えてください。

平山審議員

環境アセスメントにつきましては、前回の都市計画決定に合わせて、法アセスに基づくアセスメントを実施されております。その際の考え方のご質問かと思いますが、詳細な設計ではない段階なのですが、道路の構造として盛土、切土をしっかりと想定して、アセスメントは実施されております。

今回は詳細な測量設計に伴いまして、切土、盛土の構造は変わっておりますが、前回、もともと盛土を想定していたところが、現地盤の詳細な測量結果に基づいて、盛土高が少し変更になるなど、そういった変更が主となっております。

なお、アセスメントの変更につきましては、法律で定めがございまして、今回の案件でいきますと、軽微な変更の扱いになっております。

本間委員

わかりました。

柿本会長

他にございませんか。それでは最後に私から。

先ほど岩下委員からの質問に関連して少しお聞きしたいのですが、地元と協議しながら、農道等のアクセスの確保をやっていくという話だったが、実施のときに例えば盛土部だと、ボックスカルバート等、アンダーで抜いたりされますよね。そのような際には、やはり都市計画を変更するのか。それともしないのでしょうか。

平山審議員

都市計画決定につきましては、本線の道路構造として必要な部分を定めておりまして、会長のご質問と少しずれますが、本線の道路脇に農地辺りで機能補償として設ける必要がある箇所については、側道を配置します。そのような側道については、本線の道路構造ではありませんので、都市計画決定には含めておりません。

また、会長のご質問のボックスカルバートの位置につきましては、基本的には盛土構造の一部としてとらえておりますので、もしも構造が変わるようになって本線として必要がなくなれば、変更という扱いが生じますが、元々設計されている中でも、当然、機能補償として、ボックスの位置等の検討は並行してされておりますので、大きな変更は生じないかと考えております。

柿本会長

わかりました。他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご意見がなければ、議第1338号につきましては、異議なしとしてよろしいですか。

(委員)

はい。

柿本会長

ご異議が無いようですので、議第1338号につきましては、異議なしとします。

柿本会長

以上で、議案の審議が終了しました。

委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これ以降の進行につきましては事務局にお返しいたします。

(7) 閉会

山内課長

委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

今回の審議会の県知事への通知を受けまして、都市計画決定の手続きを進めていきたいと考えております。

それでは、これをもちまして、第160回熊本県都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

【午前10時50分 閉会】

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

令和4年 7月 12日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

大木 恵美子

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

令和4年7月13日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

城下広作